

内部管理の取組について

1 地方自治法の一部改正

1 地方自治法第150条 (H29.6改正、R2.4.1施行)

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針（内部統制方針）を定め、これに基づき必要な体制を整備
 - ①財務に関する事務その他総務省令で定める事務（省令事務はなし）
 - ②その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として、都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの
- 内部統制方針を策定した長は、毎会計年度、評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付けて議会に提出・公表

2 総務省ガイドライン (H31.3)

(1) 内部統制に関する方針

- ①内部統制の目的、②内部統制の対象事務、③内部統制に関する方針である旨、④長の氏名等を明記した方針を策定・公表

(2) 内部統制体制の整備

- 内部統制の整備・運用の実務的責任者、内部統制推進部局・内部統制評価部局の設置
- 長を議長とする部局長級の会議を設置
- 各部局でのリスクの識別・評価とリスク対応策の整備

(3) 内部統制評価報告書の作成

- 対象事務について、内部統制の整備・運用状況を評価し、内部統制評価報告書を作成
- ※重大な不備がある場合には、内部統制が有効に整備・運用されていないと判断

(4) 監査委員による内部統制評価報告書の審査・議会提出

- 監査委員は、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切に行われたか等を審査・意見
- 監査委員の意見を付けた評価報告書を議会に提出・公表

(参考)

○地方公共団体における内部統制の定義

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、リスク対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保

○内部統制制度導入・実施の効果・留意点

- (効果)
 - 組織としてリスクがあることを前提に、適正な業務執行の確保
 - 長によるマネジメントの強化により、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能
 - 業務の効率化、業務目的の効果的達成等により、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現
- (留意点)
 - 整備・運用に要するコストと得られる便益を踏まえ、重要性の大きいリスクに優先的に取り組む（過度な文書化・統制は避けるべき）

2 兵庫県内部管理基本方針

1 内部管理の目的

- 法令等を遵守しつつ、行政目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じた上で、適正な事務の管理・執行を確保
 - (1) 事務の効率的・効果的な遂行
 - (2) 財務報告等の信頼性の確保
 - (3) 事務に関わる法令等の遵守
 - (4) 資産の保全

2 対象事務

知事の担任する事務のうち、地方自治法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務

3 適用範囲

行政組織規則（昭和36年規則第40号）に規定する本庁及び地方機関に該当する組織が行う事務

4 評価対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで（評価基準日は、評価対象期間最終日の3月31日）

5 推進体制

職名等	役割
内部管理推進会議(知事、副知事、各部長等)	内部管理の推進に係る重要事項等を決定
内部管理総括責任者(企画県民部長)	内部管理の整備及び運用を推進する実務的な責任者
内部管理財務担当責任者(会計管理者)	財務に関する事務上のリスクの識別、評価及び対応並びに内部管理の評価の責任者
内部管理責任者(各部長等、県民局長・県民センター長)	各部局等における内部管理の実務的な責任者
内部管理総括推進員(各部局筆頭局長等)	各部局等における内部管理の具体的な取組を推進
内部管理推進員(所属長)	各所属における内部管理の取組を推進

※内部管理推進委員会（内部管理総括責任者及び内部管理総括推進員で構成）の設置
内部管理の具体的方策の策定・推進及び情報共有等を推進
※内部管理総括推進員の取組を補佐する内部管理副総括推進員（総務担当課長）を設置

6 取組内容

区分	取組内容
整備	・各部局等及び各職員の具体的な取組のよりどころとなる内部管理の推進要綱や実施要領等（マニュアル）を策定 ・全庁的リスクや各所属におけるリスクの識別・分類、分析・評価し、必要なリスクに対し、リスク対応策を整備
運用	・リスク対応策の実施、対応内容の点検及び不備があった場合の改善等、各所属の着実な取組を推進 ・各所属の自己評価や独立的评价により、取組の実効性を確保
評価	・内部管理の整備状況・運用状況の評価を行い、評価報告書を作成
改善・是正	・内部管理の評価の過程で発見された不備については、適時適切に改善及び是正

7 監査委員による審査等

監査委員による内部管理評価報告書の審査・意見や意見交換等を実施

8 内部管理評価報告書の県議会への提出及び公表

監査委員の意見を付けた内部管理評価報告書を県議会に提出・公表

9 知事部局以外の取組

知事部局以外の行政委員会・公営企業等は、知事部局の取組を参考に、既存の会計事務の審査体制を活用して、リスクの識別・評価、対応等を推進

3 内部管理の取組内容

1 兵庫県内部管理推進要綱

(1) 推進組織

区分	所管課	役割
総括部局	県政改革課	内部管理体制の整備及び運用を推進
推進部局	出納局 会計課	財務に関する事務のリスクの識別・分類、分析・評価等、リスク対応策の取りまとめ
評価部局	出納局 審査指導課	内部管理の整備状況及び運用状況の独立的评价、内部管理評価報告書の作成

(2) 内部管理の取組内容（令和2年4月から運用開始）

- 内部管理の整備
 - 内部管理総括責任者及び内部管理財務担当責任者は、推進要綱や実施要領等（マニュアル）を策定し、実際の業務に適用
 - 内部管理財務担当責任者は全庁的リスクを、内部管理責任者は各所属におけるリスクの識別・分類を行い、各々のリスクの重要性を分析・評価し、必要なリスクに対し、リスク対応策を整備
- 内部管理の運用
 - 内部管理責任者等は、リスク対応策の実施、対応内容の点検及び不備があった場合の改善・是正、各所属の着実な取組を推進するとともに、内部管理推進員による各所属の自己評価や内部管理財務担当責任者による独立的评价により、取組の実効性を確保
- 内部管理評価報告書の作成
 - 内部管理財務担当責任者は、内部管理の整備状況・運用状況の評価を行い、内部管理評価報告書を作成
- 内部管理の改善及び是正
 - 内部管理責任者は、評価の過程で発見された内部管理の不備について、適時適切に改善及び是正
- 監査委員による評価報告書の審査等
 - 内部管理総括責任者等は、監査委員による内部管理評価報告書の審査・意見や、監査委員との意見交換等を実施
- 県議会への提出・公表
 - 知事は、監査委員の意見を付けた内部管理評価報告書を県議会に提出・公表

2 財務に関する事務に係る内部管理実施要領

- リスクの識別・分類
 - 過去の監査指摘事項等を基にして、推進部局がリスクを洗い出した「リスク一覧」に基づき、各所属は業務上のリスクを識別・分類
- リスクの分析・評価
 - 各所属は、識別・分類した全庁的リスク・所属リスクの重要性を分析し、対応策を講じるべきか評価
※所属リスク検討シート、リスク評価シート等を活用
- リスク対応策の整備
 - 各所属は重要性の高いリスク（重点リスク）に対してリスク対応策を整備
 - 適宜、規程・マニュアル等の改訂等
- モニタリング
 - 各所属は、日々の決裁や自己点検等による日常的モニタリングを通じて、把握した不備について改善・是正を行い、内部管理の有効性を自己評価
 - 評価部局は、各所属の自己評価及び不備があった場合の対応状況（改善、是正措置）、会計審査・会計事務指導等を踏まえ、内部管理の有効性を独立的评价
- 改善を踏まえたリスク対応策の見直し等
 - 不備への改善事項等を踏まえ、リスク対応策の見直し